

パブリックコメントにおけるご意見及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	届出機器の台数が多い場合、機器毎に「高濃度」、「低濃度」を「○」で囲むのは、届出者に多大な労力を要するため、届出書様式「区分」欄の追加にあたっては、該当するもの(高濃度、低濃度)を「○」で囲むのではなく、届出機器毎に「高濃度」、「低濃度」と記入することとすべきである。	届出機器ごとに○で囲んでいただくこととなりますが、届出の機器数が多い場合などは個別に届出先の都道府県又は政令市と相談の上、必要事項に漏れがないようにしていただくことが必要です。
2	参考事項の欄には保管の状況等を把握する上で参考となる情報を記載することとなり、区分不明の場合にもこの欄に記載すると、記載内容が煩雑になる。したがって、区分欄に区分不明の場合の選択肢を設けた方がよい。	多くの高濃度機器については、機器の銘板情報により確認することにより高濃度か低濃度かの区分が明確に判断できるため、選択肢は、高濃度と低濃度で十分であると考えます。
3	届出機器の型式がわからない場合もあると考えられるため、「型式」欄に「不明」と記載する旨を、第6面7項に記載すべきと考える。	不明の場合など記入できない場合は、不明などと記載していただければよいと考えていますが、個別事案ごとの記入方法については、提出時に都道府県又は政令市に御相談の上御記入ください。
4	高濃度PCB廃棄物について、日本環境安全事業株式会社に機器登録済みか否かを記入する欄を設けた方がよいのではないかと。	法令上は日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)以外においても高濃度PCB廃棄物の処理が可能であることから、本様式においては、JESCOへの登録の有無は記入対象外の事項であると考えますが、JESCOへの登録の有無の確認は重要なので、その方法については引き続き検討していくこととしています。
5	見やすさの観点から、様式には従来と同様、横線も入れたほうがよい。	従来と同様の対応でかまいません。
6	PCB汚染油の漏れや染みの発生状況等を記入させることが必要であるとする。	御指摘の情報は大変重要であるため、引き続き、確実に記入されるよう運用することが大切であると考えます。

7	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業者へ譲受け・譲渡しが出来るようになると、大企業が中小企業の特別管理産業廃棄物収集運搬業者へ譲受け・譲渡しを行い、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が日本環境安全事業株式会社への搬入における中小企業軽減措置を申請することにより、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が大企業の処理費削減のトンネル会社になるのではないか。</p>	<p>今回の改正においては、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分場者及び無害化処理認定業者に係るPCB廃棄物の譲受け・譲渡しを、廃棄物処理法に定める委託基準等に従い処理の委託を行う場合に限定することとしているため、今回の改正では御懸念のような事案は生じないものと考えます。</p>
8	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業者への譲受け・譲渡しが出来るようになると、日本環境安全事業株式会社の処理エリアの越境が多発し、PCB廃棄物の処理計画に支障を来たすのではないか。</p>	<p>今回の改正においては、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分場者及び無害化処理認定業者に係るPCB廃棄物の譲受け・譲渡しを、廃棄物処理法に定める委託基準等に従い処理の委託を行う場合に限定することとしているため、今回の改正では御懸念のような事案は生じないものと考えます。</p>
9	<p>今回追加される規定の趣旨について、明らかにされたい。</p>	<p>今回の改正の趣旨は、廃棄物処理法に基づくPCB廃棄物の処理の委託と、PCB特措法第11条に規定されている譲受け・譲渡しの法的関係を明確なものとし、廃棄物処理法に従ったPCB廃棄物の処理の委託がPCB特措法上も適法であることを明文化するものです。</p>
10	<p>廃棄物となったPCB汚染油使用機器の解体の制度化を早急に進めるべきである。</p>	<p>今後のPCB廃棄物対策において御参考とさせていただきます。</p>